

# 法定外税の新設・変更への関与の見直し

## 前回（第3回）研究会における法定外税に関する主なご意見

### 1 制度の枠組みについて

#### 【国の関与のあり方に係るご意見】

- 法定外税に関して国の関与というものをやっていく必要はない。議会審議や選挙もあり、ある程度首長の判断を尊重する形とすべき。
- （一定の要件を課すことを前提に）納税者の立場から訴訟を起こす観点で要件を吟味する必要がある。
- 国の事前関与の意義について確認しておく必要がある。

#### 【国と地方の調整に係るご意見】

- 関与を縮小する場合、国が原告となる訴訟も可能とする仕組みが必要ではないか。

#### 【第三者機関の関わり方等に係るご意見】

- 関与を縮小する場合、国が原告となる訴訟も可能とする仕組みが必要ではないか。（再掲）
- 法定外税が違法であるとする納税者による、事前の訴訟提起を認める方式もあり得る。
- 国地方係争処理委員会を紛争処理機関として活用するのなら必要な見直しを行うべき。

## 2 実体面・要件について

### 【不同意要件「国の経済施策に照らして適当でないこと」に係るご意見】

- 「国の経済施策」に係る要件の意味するところが不透明であるため、国の利害と対立する法定外税について不同意圧力がかかっているのではないかという分析がある。
- 「国の経済施策」に係る要件は適切でない。現在の要件について「国の経済施策に抵触するからこの条例は違法だ」という主張で納税者が争うのは非常に難しく、納税者の立場から訴訟を起こしやすくするという観点で要件を吟味する必要がある。

### 【要件の明確化に係るご意見】

- 国の関与を縮小していくなれば、法定外税が地方税法違反であるとする納税者が事後的に地方税法の条文を根拠に条例による課税の違法を訴えることができるような、明確な要件とすべき。

### 3 法定外税のあり方について

- 当該地方公共団体の住民の負担に広く帰するようなものは難しく、ねらい撃ち的なもの、実質的に他の地方公共団体の住民の負担に帰するものは導入されやすいという状況がある。
- 法定外税を3つに分類すれば、①一般財源を確保するために増税するパターン、②政策課税的に課税するパターン、③域外から入ってくる流入者に対して課税をするパターンがある。
- 環境税の将来の方向として、温暖化に関わるエネルギー関係の課税は今後多く出てくる可能性がある。また、都市環境を改善するため、アメニティの観点からの税も出てくるのではないか。
- 政策目的を明確にした課税であっても、産廃税のように多くの地方団体に導入されると、国でまとめて課税すべきという議論になりがちであるが、政策課題がローカルなものであれば、地方による課税を基本に、何らかの調整をするという考え方が適当である。

## 付帯意見付き同意について

### 前回（第3回）研究会でのご指摘

- 総務大臣が同意する場合に付帯意見を出したケースを総括する必要があるのではないか。

### 具体の事例

総務大臣が同意に際して意見を付した事例

（1）福島県 核燃料税（平成14年度）

①納税者の理解を得る努力、②必要に応じた条例の内容の見直しの検討、を求める意見

（2）豊島区 放置自転車等対策推進税（平成15年度）


①納税者の理解を得る努力、②自転車法に基づく協議会等を活用した放置自転車を解消する具体的方策の協議・検討及び課税のあり方の見直し、を求める意見

### 評価

（1）では、最終的に納税者の同意が得られ、条例の内容の見直しは行われなかった。

（結果的に条例の見直しが行われなかったことについては、次回協議の際には問題とされなかった。）

（2）では、納税者（鉄道事業者）と区の協議を通じ、駐輪場設置について協力の合意がなり、条例廃止。



いずれも納税者との協議を促すこととなったものであり、（2）についてはあるべき協議の方法を提示し、その方法に沿った協議がなされた結果、問題の解決につながったものと評価できる。

論点1 法定外税の新設・変更に係る国の関与の必要性について

論点2 手続面について

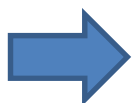
- (1) 同意付き協議の見直しについて
- (2) 国と地方の調整について

論点3 要件面について

- (1) 現在の不同意要件の見直しについて
- (2) 新たな要件について

## 論点1 法定外税の新設・変更に係る国の関与の必要性について

- 現在の同意付き協議制度の意義については、以下のように整理できるか。
  - ・ 地方団体の課税自主権の尊重
  - ・ 他の税と課税標準を同じくする税につき、住民負担が過重となることを避ける配慮
  - ・ 物の流通を阻害する税が創設されることを避ける必要
  - ・ 国の経済施策に照らして適当でない税目の設定を回避する必要



国と地方が対等・協力の立場に立った上で、両者間の調整を図る。

- 地方税法に基づく法定外税に係る国の関与には、手続面の関与と法定要件による関与があるが、地域の自主性・自立性を高める観点から、国の関与を全て廃止すべきか。あるいは、一定の関与を残しつつ縮小していくこととすべきか。

法定要件も含めた関与を全て廃止する場合、例えば、当該地方団体の域外の者に過重な負担を課す税や、物の流通に過重な税負担を課し流通を阻害するような税についても、地方団体が自由に創設することができることになるが、どう考えるか。

関与を縮小していくこととする場合、手続面の関与の見直し、法定要件による関与の見直しについてそれぞれ検討する必要がある。なお、法定要件の見直しは、要件の明確化と要件が制約する範囲の見直しとの2つのアプローチがあるか。

## 論点2 手続面について

### (1) 同意付き協議の見直しについて

- 手続面での関与の類型は次のとおり（地方分権改革推進委員会第3次勧告より）だが、地方税法に基づく法定外税に係る手続面の関与を縮小する場合、どのような形態が適切か。

関与の類型		関与が許容される場合(参考例)
協議	同意必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合</li> <li>・地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合</li> </ul>
	同意不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国(都道府県)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの</li> <li>・同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの</li> </ul>
許可・認可・承認		<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑法等で一般には禁止されているが特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合</li> <li>・補助対象資産、国有資産財産処分等に関する事務を処理する場合</li> </ul>
意見聴取		<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合</li> </ul>
報告・届出・通知	事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、事前に国(都道府県)が特に把握しておく必要が認められるもの</li> </ul>
	事後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合</li> <li>・法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合</li> </ul>

- 手続面の関与の見直しは要件の明確化と一体的に行う必要があるのではないか。



## (2) 国と地方の調整について

- 地方税法に基づく法定外税に係る国の関与を廃止する場合、国と地方の調整を行う仕組みを構築する必要があるか。

地方自治法に基づく是正の要求及び係争処理の枠組みを、国の関与を廃止する場合の調整の手段として活用できるか。

国による地方団体への提訴を認める仕組みを設ける必要があるか。

- 地方税法に基づく手続面の関与を縮小する場合、国と地方の調整はどのように行うべきか。

(国と地方の協議手続が残る場合には) 協議の過程で調整を行うこととすべきか。

地方自治法に基づく是正の要求及び係争処理の枠組みを、調整の手段として活用すべきか。

国による地方団体への提訴を認める仕組みを設ける必要があるか。

- ※ なお、地方自治法の見直しの一環として、国等の是正の要求等に対する地方自治体の不作為の違法確認判決を求めて国等が訴えを提起できる仕組みの導入が検討されている。

### 論点3 要件面について

#### (1) 現在の不同意要件の見直しについて

##### ○ 現在の不同意要件をどう評価するか。

法定外税の創設において大きな障害となっているとは言えないのではないか。

あまりに抽象的で、地方団体や納税者がその適否を判断できないものとなっていないか。

##### ○ 廃止すべき不要な要件・要素があるのではないか。（要件が制約する範囲の見直し）

##### ○ 要件の明確化を行う必要があるのではないか。

明確化に当たり、現行の「著しく過重」、「重大な障害」、「適当でない」という要件の内容をどう具体化、客観化していくか。

「国の経済施策」に係る要件を明確化するに当たり、具体的にどのような形とすべきか。

#### (2) 新たな要件について

##### ○ 新たな要件を追加する必要があるか。